

水林総第 582 号  
平成25年 6月18日  
最終改正 水林総第 502 号  
平成28年 6月 9日

各（総合）振興局  
産業振興部長 様  
森林室長 様

水産林務部総務課長

平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行の運用について（通知）  
のことについて、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」  
(平成25年3月11日付け水林総第2049号)により通知しておりますが、積算方法等に関する試  
行の運用を次のとおりとするので、適切に事務処理願います。

#### 記

### 1 遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更についての運用

#### (1) 対象工事

対象となる工事は次の条件を満たすものとする。

- ア 北海道水産林務部が所管する工事で、「平成24年度補正予算執行における積算方法等に関する試行について」の通知以降に入札契約手続きを開始する工事
- イ 水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準及び森林土木事業設計積算要領に基づき積算する工事

#### (2) 設計変更対象項目

対象とする資材は、生コンクリート、アスファルト合材、石材（碎石、砂利）及び仮設材（鋼矢板等）とする。

#### (3) 「地域」の資材は「地域」内から調達することを基本とし、「地域」内から調達することが困難となりやむを得ず「地域」外から調達せざるを得なくなった場合において設計変更を行う。

#### (4) 調達地域の変更による設計変更について

- ア 受注者は資材を遠隔地から調達する変更をしたい場合は、変更をしたい資材及び理由を「工事施工協議簿」に記載するとともに次の必要な資料を添付し監督員と協議する。

- ① 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由  
(地域内に建設資材が無い旨を証明する資料)
- ② 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格・形状及び製造・生産工場の名称及びそれを証明する資料（「品質規格証明書」等）
- ③ 製造・生産工場を選定した理由（調達できる最低価格であることを証明する資料）
- ④ 見積書

- ⑤ 資材を遠隔地から搬入する前までの出来高数量
  - ⑥ その他監督員が必要と思われる事項
- イ 発注者は、提出された資料をもとに変更内容について承諾する場合は「工事施工協議簿」に押印して受注者に通知する。  
(押印は、水産課長又は林務課長、森林整備整備課長（以下「課長」という。）、会社責任者まで押印する。)

- (5) 事前協議した建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて行う設計変更の手順等  
水産林務部総務課長通知1の(4)ウで定める「当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）」の確認及び設計変更は、次のア及びイによるものとする。
- ア 建設資材の購入費用  
受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。
- ① 対象となる建設資材の数量、金額等について整理した集計表（参考例：様式3）
    - (ア) 取引価格が証明出来る資料（契約書等）の写し
    - (イ) 使用証明資料（納品書等）の写し
    - (ウ) 上記の提出資料は、次の項目について記載されていなければならない。  
受注者名、納品者名、本工事の契約事業名、使用資材名、規格・形状、使用（納品）日、使用（納品）数量
- イ 建設資材の輸送費用  
受注者は、対象となる建設資材を製造・生産している地域（以下「製造地域」という。）から搬入する場合、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。
- ① 取引価格が証明出来る資料（契約書等）の写し
  - ② 使用証明資料（納品書等）の写し
  - ③ 上記の提出資料は、次の項目について記載されていなければならない。  
受注者名、納品者名、本工事の契約事業名、使用資材名、規格・形状、  
使用（納品）日、使用（納品）数量
- ウ 発注者は、原本と写しが同一であるか確認し、全ての資料が整った後、設計変更の適否を判断し設計変更手続きを行う。その場合、設計対象数量は設計数量（割増を含む）とし、変更単価は、地域の実勢価格と取引価格のいずれか安価な単価とする。  
なお、実勢価格は、遠隔地から資材の搬入を開始した時点における遠隔地の最新の実勢価格（ゾーン単価又は地方単価）とする。また、実勢価格が設定されていない場合は取引価格を変更単価とする。
- ① 資材等の輸送距離は、製造地域のゾーン境から工事施工箇所までの距離とする。
  - ② 製造地域が2つ以上ある場合は、輸送費も含めた単価の比較を行い、安価となる製造地域を採用する。なお、輸送距離については工事場所までの最短ルートとする。
  - ③ 生コンの輸送単価は見積もりによるものとする。
  - ④ 単価の検討結果は（様式4）により取りまとめること。
  - ⑤ 設計変更の条項については、工事請負契約書第18条によるものとする。

(6) 単品スライドについて

遠隔地からの建設資材調達にかかる場合であっても、工事請負契約書第22条第5項（以下「単品スライド条項」という。）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。単品スライド条項による請負代金額の変更をする場合は、事前に遠隔地からの建設資

材調達に係る設計変更を行った後に、単品スライド条項の設計変更を行う。

(7) 留意事項

- ア 対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、規格の変更が承認された資材については、承認後の規格とする。
- イ 取引価格が証明出来る資料（契約書等）や使用証明資料（納品書）等で必要事項が確認出来ない場合又は原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する 資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。

## 2 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更についての運用

### (1) 地域外から労働者確保に要する間接費の設計変更について

労働者を確保することが困難となり、やむを得ず労働者確保に要する方策を変更せざるを得なくなった場合において設計変更を行う。

### (2) 実績変更対象費の具体的項目

水産林務部総務課長通知2の(3)で定める「実績変更対象費」の具体的項目は、次のとおりとする。

#### ア 共通仮設費のうち営繕費

##### ① 借上費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要した費用。なお、賃貸借契約書に記載されている礼金その他賃貸借契約に要する費用も対象とする。ただし敷金は対象外とする。

##### ② 宿泊費

労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用（食事代は除く）

##### ③ 労働者送迎費

労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）

#### イ 現場管理費のうち労務管理費

##### ① 募集及び解散に要する費用

労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当

##### ② 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(ア) 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費

(イ) 支給する交通費

・労働者の住居から会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

・遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

### (3) 設計変更の対象とする「実績変更対象費」の内容

#### ア 労働者

実績変更対象費は「労働者（注1）」の確保に要する費用とし、「社員等従業員（注2）」の確保に要する費用は対象外とする。

注1\_労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。

（普通作業員、世話役、重機オペレーター、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等）

注2\_社員等従業員とは、次の事項に該当するものをいう。

- ・元請者あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（例\_現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者（夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転員、事務員等）

(4) 予定価格に対する実績変更対象費の割合の提示方法

水産林務部総務課長通知2の(4)ウに示す「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、「提示票」により、次の例を参考に第1回の打合わせ時に監督員から受注者に対し提示するものとする。なお、提示する「予定価格に対する実績変更費対象費の割合」は、次の(5)に示す実績変更対象費の割合から算出した実績変更対象費の工事価格に対する割合とする。

〈提示票〉

本工事特記仕様書第2条に定める予定価格に対する実績変更対象費の割合を次とおり提示する。

費　　目	割合 (%)	備　　考
共通仮設費のうち実績変更対象費	○. ○○	工事価格に対する割合
現場管理費のうち実績変更対象費	○. ○○	工事価格に対する割合
工事価格	100	
消費税相当額	5	
本工事費計	105	

※ 提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、次式により算出する。

【共通仮設費】 (共通仮設費×共通仮設費に占める実績変更対象費の割合) ÷ 工事価格

【現場管理費】 (現場管理費×現場管理費に占める実績変更対象費の割合) ÷ 工事価格

(5) 実績変更対象費の割合

ア【水産】

(4)により提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（以下「積算基準」という。）の第2章2節の1の1の1工種区分ごとに、次の表に示す共通仮設費又は現場管理費に占める実績変更対象費の割合から算出する。

費目	工種	浚渫工事	構造物工事				
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%)		12.91	15.24				
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%)		2.38	2.08				

イ【林務】

(4)により提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、森林土木事業設計積算要領（以下「設計積算要領」という。）の第5の1の(2)のアの(ア)及びイの(ア)の工種区分ごとに、次の表に示す共通仮設費又は現場管理費に占める実績変更対象費の割合から算出する。

費目	工種	河川工事	河川・道路構造物工事	治山・地すべり工事	海岸工事	森林整備	道路工事	鋼橋架設工事
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%)		9.19	17.81	11.84	13.61	10.64	12.82	28.64
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%)		1.31	2.26	1.45	1.79	1.15	1.61	3.25

費目	工種	PO橋工事	舗装工事	公園用地造成工事	橋梁保全工事	道路維持工事	河川維持工事	トンネル工事
共通仮設費に占める実績変更対象費の割合(%)		18.84	11.25	10.64	22.04	14.93	10.64	15.69
現場管理費に占める実績変更対象費の割合(%)		2.11	1.33	1.15	1.86	1.18	1.12	2.07

(6) 実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類の確認方法等

水産林務部総務課長通知2の(4)の才で定める「実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）」の確認方法等は、次のア及びイによるものとする。

ア 共通仮設費のうち営繕費

① 借上費

受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。

ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式2-1）

イ) 賃貸契約に係る契約書の写し

ウ) 借上げに要した領収書の写し

② 宿泊費

受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。

ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式2-2）

イ) 旅館、ビジネスホテル等の宿泊に要した労働者ごとの領収書

ただし、一泊当たりの宿泊費は食事代（朝・夕）を除いた額とし、北海道職員等の旅費に関する条例」に基づく宿泊料を上限として、設計変更の協議を行うものとする。

宿泊料（乙） 食卓料 宿泊料上限

9,800円 - 2,200円 = 7,600円 / 1.05 = 7,238円

（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」を除く）とする。

③ 労働者送迎費

受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。

ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式2-3-1、2-3-2）

イ) 会社が運転手に支給した賃金等が確認できる調書（受領書等）の写し

ウ) 車両の賃貸料及び燃料に要した領収書等（車両が確認できる資料）の写し

なお、車両の損料単価は、水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準、第2章1節、2の3の2、1）損料及び森林土木事業標準歩掛表、O2機械工、O2-00-O20建設機械損料算定基準、1機械等損料の積算方法（以下「建設機械損料表」）により算出した額を参考として、協議により設定するものとする。

イ) マイクロバス等車両の損料計算書

・自社のマイクロバス等を使用した場合の車両損料は次式により算出するものとし、損料単価については、次を上限とする。

車両損料額=走行時間（時間）×損料単価（1時間当たり）

上限損料単価：建設機械損料表により算出した額。

・賃料（リース）で長期契約の場合は領収書等の費用のうち、実使用日数分のみを対象とする。ただし、損料単価と比較を行い、損料単価を上限とする。

イ 現場管理費のうち労務管理費

① 募集及び解散に要する費用

受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。

ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式2-4）

イ) 会社が当該費用として労働者に支給した金額が確認できる調書（受領書等）の写し

ウ) 労働者の赴任前、帰省時及び解散後の住所又は居所を証明する資料の写し

航空機使用の場合は搭乗が確認できる資料（搭乗半券・搭乗証明書等）の添付が必要。

JR使用で割引切符のある場合はその額を上限とする。

② 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

受注者は、次の書類を監督員に提出し設計変更について協議する。

ア) 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式2-5-1）

イ) 会社が当該費用として労働者に支給した金額等が確認できる調書（受領書）等の写し  
ウ) 食事に要した領収書

賃金以外の食事に要する費用は、受注者、発注者協議により所定労働時間を超える作業を行う場合に適用されるものであり、受注者から当該費用にかかる証明書類が提出された場合、監督員はその必要性について確認するものとする。

エ) 通勤等に要する費用

会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

〈当該費用が必要と認められるケース〉

- ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業があることを明示している工事
- ・当該工事の施工にあたって、受注者、発注者協議により、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

(7) 労働者確保に要する間接費の変更による設計変更手順等

ア) 発注者は当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を「提示票」により受注者に提示する。

提示は、第1回の打ち合わせ時に、監督員から受注者へ提示する。その際には「工事施工協議簿」に記載し、会社責任者、課長まで押印する。

イ) 受注者は、労働者確保に要する間接費の契約変更を請求する場合は、2-(4)実績変更対象費の割合（掲示票）を参考にして、作成済みの工事実施可能な予算計画から「実績変更対象費に関する実施計画書」（様式1）を作成し工事着手までに監督員に提出するものとする。その際には内容について精査を行い、工事施工協議簿に記載し、会社責任者、課長まで押印する。

ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、「実績変更対象費に関する実施計画書」（様式1）の提出は不要とし、工事施工協議簿で確認を行う。確認後の実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。

受注者は、「実績変更対象費に関する実施計画書」（様式1）の提出時には工事実施可能な予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。

（様式1-1）

例) 営繕費＝予定下請会社名・住所、予定借上住所・単価・期間、予定宿泊場所・単価  
・期間、予定労働者数、予定送迎距離等・単価・期間等

労務管理費＝予定労働者数、赴任・帰省場所、各費用・期間等

ウ) 受注者は、労働者確保に要する方策を変更せざるを得なくなった場合は速やかに、「工事施工協議簿」に理由を記載し様式1-2とともに監督員に提出し協議を行う。また、その場合は変更となる内容のわかる資料（変更となる内容の変更前の予算計画書及び変更となる内容の予算計画書及び見積もり資料）及び全体の最終予定金額が判る資料を添付すること。

エ) 発注者は、提出された資料をもとに変更内容について承諾する場合は「工事施工協議簿」に押印し受注者に通知する。（押印は、会社責任者、課長まで押印する。）

才 受注者は、最終精算変更時点（最終設計変更時点）において、実績変更対象費間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、「変更実施計画書」（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。「実績変更対象費に関する変更実施計画書」（様式2）の提出は、原則、工期末の30日前までに行う。

なお、証明資料のうち領収書等については、原本を提示し写しを提出すること。  
また、金額計算書等については、次の事項が確認できる調書（受領書）等の写しを提出するものとする。

- ① 手当等を現金支給している場合は、労働者が押印又は署名（サイン）していることが確認できる資料の写し
- ② 手当等を金融機関等の口座振込みにより支給している場合は、金融機関等の受付印のある振込依頼書（受取書）（個別内訳を含む）又は振込領収書（個別内訳を含む）の写し
- ③ 該当現場に従事していたことが証明できる書類の写し（作業員名簿等で出勤日が確認できる資料）

※ 様式2の提出時には、変更後の全体内容・金額と労働者確保の方策変更にかかる変更分の内容・金額が判る資料を添付すること。（様式2-6）

力 発注者は、原本と写しが同一であるか確認し提出された「実績変更対象費に関する変更実施計画書」（様式2）の内容について精査を行い、対象となる間接費に対して設計変更手続きを行う。実際に支払ったことを証明する資料として適切でないと発注者が判断した場合等、変更の対象とならない場合は「工事施工協議簿」により受注者、発注者の確認を行う。（押印は、会社責任者、課長まで押印する）

#### （8）設計変更契約にかかる積算価格の算出

水産林務部総務課長通知通知2の(4)の力により設計変更を行う場合は、次の①～⑤により設計変更契約にかかる積算価格を算出するものとする。

- ① 設計積算要領に基づき共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を算出する。
- ② 受注者に提示した「予定価格に対する実績変更対象費の割合（提示票）」の算出に用いた共通仮設費又は現場管理費に占める実績変更対象費の割合から、実績変更対象費の発注者側の金額を算出する。
- ③ 受注者から提出された実施計画書（様式1）及び変更実施計画書（様式2）から、実績変更対象費の受注者側の金額を算出する。
- ④ 実績変更対象費の発注者側の金額と受注者側が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）を用いて、実績変更対象費に積上加算する費用（以下「実績変更対象費（積上加算額）」という）を算出し、実績変更対象費（積上加算額）をえた共通仮設費及び現場管理費を算出する。また、実績変更対象費（積上加算額）は、設計変更対象と認められた費用の内、領収書等で証明された費用のみとする。

その際、「実績変更対象費の発注者側の積算額と（積上加算額）の計」が「受注者が提出した実績変更計画書の額（様式2）」を超えないものとする。

- ⑤ 労働者確保に要する間接費の契約変更に係る請負代金の変更額は、「実績変更対象費（積上加算額）」を共通仮設費及び現場管理費に加算し得られた設計額に請負率を乗じた金額に、消費税等をえたものとする。

(9) 契約変更の時期

労働者確保に要する間接費に係る契約変更は、最終精算変更時（最終設計変更時）に行うものとする。

(10) 留意事項

ア 証明資料において必要事項が確認できない等、労働者確保に要する間接費として実際に支払ったことを証明する資料として適切ではないと発注者が判断した場合、契約変更の対象としない。

イ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。

【労働者確保に要する間接費の実績変更例】

○ 工事区分：治山・地すべり工事

共通仮設費に占める実績変更対象費の割合	11.84%
現場管理費に占める実績変更対象費の割合	1.45%

費　目	発注者側積算 (当初)	予定価格に 対する割合	実施計画書 (様式1)	変更実施計画書 (様式2)	発注者側積算 (精算変更)
直接工事費	① 30,000,000				⑩ 36,000,000
共通仮設費 〔率計上〕	② 3,108,000 ( 10.36%)				⑪ 3,816,000 ⑫ 3,571,000 ( 9.92%)
(うち実績変更対象費)	③ ( -367,987)	0.76% (③÷⑨)			⑬ ( -422,806)
実績変更対象費〔積上げ〕			a 450,000	c 750,000	⑭ 245,181
純工事費	④ 33,108,000				⑮ 39,816,000
現場管理費 〔率計上〕	⑤ 9,912,000 ( 29.94%)				⑯ 11,563,000 ⑰ 11,486,000 ( 28.85%)
(うち実績変更対象費)	⑥ ( -143,724)	0.30% (⑥÷⑨)			⑱ ( -166,547)
実績変更対象費〔積上げ〕			b 200,000	d 300,000	⑲ 77,177
工事原価	⑦ 43,020,000				51,379,000
一般管理費等	⑧ 5,149,000 ( 11.97%)				6,047,000 ( 11.77%)
工事価格	⑨ 48,169,000				57,426,000
消費税相当額	3,853,520				4,594,080
本工事費計	52,022,520				62,020,080

⑪ ⑫+⑭

② ①×10.36% ← 設計積算要領に基づく率 → ⑫ ⑩×9.92%

③ ②×11.84%                          0.76%  
受注者に提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」                          ⑬ ⑫×11.84%

⑭ (c-a)-(⑬-③)  
ただし、⑬+⑭>cの場合は、c-⑬

⑯ ⑰+⑯

⑤ ④×29.94% ← 設計積算要領に基づく率 → ⑰ ⑯×28.85%

⑥ ⑤×1.45%                          0.30%  
受注者に提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」                          ⑱ ⑰×1.45%

⑲ (d-b)-(⑰-⑥)  
ただし、⑰+⑲>dの場合は、d-⑰

### 3 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

平成24年度補正予算等の執行にあたっては事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注を行うため、今後、広域な範囲で施工箇所が点在する工事を一体的に発注することが想定される。施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離が考えられるため、工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費の算出を可能とする。」ことの実施を可能とするものである。

水産林務部総務課長通知3の(1)なお書きの「発注者の判断により市町村より狭い範囲で工事箇所を設定」する場合の間接工事費（共通仮設費及び現場管理費をいう。以下同じ。）等の算出は、次の(2)及び(3)により行うものとする。

#### (1) 工事箇所の設定方法

ア 施工箇所が点在する工事については、原則として市町村単位で工事箇所を設定する。

なお施工箇所が点在する工事箇所について、点在範囲が1km程度を越えなくなる範囲でさらに細分化できることとする。

イ 工事区間の距離が1km未満で、一体化として扱った場合に支障がない場合は、市町村を跨いで、1つの工事箇所として扱うことも可とする。

ウ 連続する工事が1km程度を越える場合は、連続する工事の分割は行わない。

エ 連続する工事が点在する場合の設定する範囲は重心からの距離で判断する。

#### (2) 間接工事費の算出

ア 点在する複数の施工箇所をまとめて1件として発注しようとする工事において、当該施工箇所の点在範囲が1km程度を超える場合

① 点在範囲が1km程度を越えない範囲の施工箇所を一括りにした工事箇所（地区）を設定して、この工事箇所（地区）ごとに間接工事費を算出することができる。

② ①で設定した工事箇所（地区）に係る間接工事費は、当該工事箇所（地区）内の施工箇所ごとに算出した直接工事費の合計額等を対象とし、設計積算要領の第5の1の(2)のアの(ア)及びイの(ア)に示す主たる工種区分の率を適用して算出する。

【例】施工箇所a、b及びcを一括りにした工事箇所（地区）

※金額はいずれも直接工事費額

ア) a 森林整備A 1000万円、b 森林整備B 300万円、c 森林整備B 400万円  
の場合

→「森林整備A」の率を適用

イ) a 森林整備A 500万円、b 森林整備B 300万円、c 森林整備B 400万円  
の場合

→「森林整備B」の率を適用

イ 点在する複数の施工箇所をまとめて1件として発注しようとする工事において、当該施工箇所の点在範囲が1km程度を超えない場合

間接工事費は、施工箇所ごとに算出した直接工事費の合計額等を対象とし、設計積算要領の第5の1の(2)のアの(ア)及びイの(ア)に示す主たる工種区分の率を適用して算出する。

3の(2)のアの②の【例】を参照)

(3) 一般管理費等の算出

発注しようとする工事1件ごとに算出する。

(4) 水産基盤整備事業（漁場）の取扱い

施工箇所が点在する工事の間接費の積算にあたり、その点在範囲を1kmから5kmに読み替えて適用する。

(管理グループ主査(積算調査))